

令和4年(2022年)3月7日

教職員各位

学校法人成城学園
新型コロナウイルス対策本部長
理事長・学園長 油井 雄二
(公印省略)

海外渡航について(通達)

学園では、長期化する新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、外務省の海外安全情報・感染症危険レベル情報に準じた「海外渡航にかかる可否判断基準」を設けることといたしました。

業務および研修、学会等による海外渡航の際は、本基準を遵守してください。

学生・生徒・児童の留学プログラム等の実施においても、本基準に準じて実施の可否を判断してください。

また、私的な渡航においても、渡航先の安全情報を確認の上、本基準を渡航判断の参考にしてください。

なお、渡航先からの帰国時には、日本政府による最新の水際対策を確認し、遵守してください。

(参考)

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

海外渡航にかかる可否判断基準

外務省 海外安全情報・ 感染症危険レベル情報	渡航可否
なし	渡航可
レベル1 十分注意してください	渡航可 ただし、直前まで渡航先の安全情報を確認すること。
レベル2 不要不急の渡航は止めてください	原則不可 ただし、渡航の必要性和渡航可とし得る相当な理由・状況があれば、権限者の判断のもと可
レベル3 渡航は止めてください (渡航中止勧告)	原則不可 ただし、渡航の必要性和渡航可とし得る相当な理由・状況があれば、権限者の判断のもと可
レベル4 退避してください 渡航は止めてください (退避勧告)	不可

【原則不可の場合の例外の判断基準について】

渡航許可にかかる権限者（*1）は、渡航の必要性和渡航可とし得る相当な理由・状況について、以下の事項を慎重に検討の上、判断してください。

- ①業務上あるいは教育・研究上やむを得ない渡航の必要性が認められるか。
- ②渡航先への交通手段があるか。
- ③渡航先における行動制限等により、渡航の目的が達せられない恐れはないか。
- ④渡航先の感染状況や治安が悪化していないか。
- ⑤現地関係機関との連携体制は十分か。特に緊急時の連絡体制を整備しているか。
- ⑥渡航先で万一罹患した場合に、十分な医療を受けられる状況か。
- ⑦帰国後の隔離、待機による業務上の支障がないか。

（*1）権限者：大学学長、中学校高等学校校長、初等学校校長、幼稚園園長、法人事務局長